

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆規則 鳥取県恩給給与細則
林業施設補助規則等の一部改正
- 出資の受人預り金及び金利等に関する法律施行細則の一部改正
- ◆訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
- ◆告示 鳥取県治山事業施行規程等の一部改正

規 則

鳥取県恩給給与細則をここに公布する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県規則第二十二号

(恩給請求書類の提出)

知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則(大正十二年十一月鳥取県令第五十六号)の全部を改正する。
(この規則の目的)
第一条 この規則は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による恩給で知事の所管にかかるものの請求等の手続を定めることを目的とする。
(恩給請求書類の提出)
第二条 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)の規定により本属庁を経て提出すべきことを定められた恩給請求書類は、退職当時の任命権者(市町村立の学校の公務員及びこれに準すべき者については、退職当時の任命権者並びに県教育委員会。以下「任命権者」という。)を経て知事に提出しなければならない。

(恩給請求書類の様式)
第三条 恩給請求書類は、おおむね別記第一号様式から十五号様式までに準じて作成するものとする。
2 規則第七条第二項、第八条第二項、第十条第二項、

第十条ノ六第二項、第十二条第一項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十五

二項、第十三条规定する場合の恩給請求書には、請求

者、氏名の上部に「総代者」と明記しなければならな

い。

総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求

者、氏名の上部に「総代者」と明記しなければならな

い。

要旨を任命権者に通知しなければならない。

(恩給証書等の誤りの訂正)

第六条 知事において、規則第二十五条の規定により誤

りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、

権利者に通知し、又は新証書を交付しなければならな

い。

恩給請求書に添附すべき書類は、おおむね別記第十

六号様式から第二十六号様式までに準じて作成するも

のとする。

(年金である恩給の支給期)

第七条 年金である恩給は、一月及び四月に支給するものにあつては、その月の十五日から末日まで(休日又は日曜日を除く。)に、七月及び十月に支給するものにあつては、その月の十日から三十一日まで(休日又は日曜日を除く。)にこれを支給する。

二十二条第一項但書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作り、証拠書類を添附して、これを知事に送付しなければならない。但し、規則第

二十二条第一項但書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作ることを要しない。

(恩給請求の却下)

第五条 恩給の請求を却下した場合においては、知事は、

(年金である恩給の受給手続)

第八条 前条第一項に規定する支給期において恩給の支給を受けようとする者は、左の手続をしなければならない。

一 県内に居住する者は、前条第一項に規定する期日

にその者があらかじめ指定する鳥取県本(支)金庫

(以下「県金庫」という。)に出頭して、恩給証書

(恩給年額改定支給額票を含む。)を提示し、県金庫の交付する用紙により恩給給与金領收証書を作成し、これを提出すること。

二 県外に居住する者及び恩給法第十一條第一項但書に規定する国民金融公庫等(以下「国民金融公庫」等といふ。)は、恩給給与金請求書(別記第三十二号様式)を作成し、これを支給期月の五日までに知事に提出すること。

2 前条第二項の規定により支給期月でない時期において、恩給の支給を受けようとする者は、恩給給与金請求書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

3 第一項第一号に規定する手続により、恩給の支給を受けようとする者は、恩給支給金庫指定届(別記第三十三号様式)を当厅に、印かん届(別記第三十四号様式)を恩給の支給を受けようとする県金庫にそれぞれ提出しなければならない。但し、恩給の請求書に恩給の支給を受けようとする県金庫名を記載した者は、恩給支給金庫指定届は提出を要しない。

4 第一項各号に掲げる期限を経過したときは、その支給期月に支給しないことがある。

(恩給支給金庫の変更)

第九条 恩給受給者が恩給の支給を受けようとする県金庫を変更しようとするときは、恩給支給金庫変更届(別記第三十三号様式)を現に指定している県金庫を経て当厅に提出しなければならない。

(届けている印かんの改印)

第十条 恩給受給者が届けている印かんを紛失、損等により改印しようとするときは、その理由書(紛失による場合は警察署の証明をしたもの。)を添え新たに印

かん届を県金庫に提出しなければならない。

(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

第十一條 規則第三十六条第一項の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別記第三十五号様式に準じて再交付申請書を作成し、左の書類を添附して、これを知事に提出しなければならない。

一 恩給証書又は裁定通知書を亡失したときは、亡失のてん末及び亡失後においてとつた措置を記載した

書類並びにその事實を証することのできるような警察署の證明書。但し、裁定通知書を亡失した場合においては、警察署の證明書を要しない。

二 恩給証書又は裁定通知書をき損したときは、そのてん末書及び損した恩給証書又は裁定通知書

第十二条 規則第三十六条第二項の規定により恩給証書の再交付を申請する者は、おおむね別記第三十六号様式に準じ再交付申請書を作成し、左の書類を添附してこれを知事に提出しなければならない。

一 申請者本人の最近の写真

別記
第一号様式

普通恩給請求書

年月日(職名)を退職したから、普通恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

| | | | | |
|---|---|---|----|-----|
| 年 | 月 | 日 | 本籍 | 現住所 |
| 氏 | | | | |

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○○金庫

備考 一、請求者の氏名にはふりがなをつけること。

一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第二号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年月日(職名)を退職したから公務傷病に因る恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

| | | | | |
|---|---|---|----|-----|
| 年 | 月 | 日 | 本籍 | 現住所 |
| 氏 | | | | |

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○○金庫

備考 一、請求者の氏名にはふりがなをつけること。

一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

二 恩給証書を提示することが困難な理由を詳記したてん末書

2 前項の申請書には、現住所の警察署、領事官その他申請者が本人であることを知つてゐる官公署から、本人であることの奥書証明を受けなければならない。

3 第一項第一号の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書証明をする官公署の割印を受けなければならない。

(恩給受給権調査票)

第十三條 規則第三十四条ノ三に規定する恩給受給権調査票は、別記第三十七号様式に準じて作成するものとする。

(この規則に定めがない場合の手続)

第十四条 恩給法による恩給で知事の所管にかかるものの請求等の手続について、この規則に定めがない場合においては、恩給給付細則(昭和二十八年総理府令第六十七号)によるのを例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、第七条から第八条までの改正規定は、昭和三十年四月渡分の恩給から適用する。

第三号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年 月 日 (職名) を退職したところ、在職中の傷病が重くなつたから、公務傷病に因る恩給を給付されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年 月 日

氏

名印

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第四号様式

再審査請求書

年 月 日 退職に因り普通恩給及び増加恩給を給付されたところ、まだ傷病が回復していないから、再審査されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年 月 日

氏

名印

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第五号様式

若年停止排除期間延長請求書

年 月 以降公務に起因しない傷病のため若年停止を排除されていたところ、まだ傷病が回復していないから、若年停止排除期間を延長されたく証拠書類を添えて請求する。

本籍

年 月 日 氏
現住所

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第六号様式

公務傷病に因る恩給改定請求書

一 恩給証書記号番号
一 証書の日附
一 恩給年額

前記恩給を受給中のところ、加給の原因である者の員数が増加したから、年額を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

本籍

年 月 日 氏
現住所

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外)第59号

第七号様式

一時恩給請求書

年月日(職名)を退職したから、一時恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

鳥取県知事

年月日 殿
現住所 氏
名(印)

本籍

扶助料請求書

公務員又は普通恩給権者との身分関係 氏

名

右の者は、年月日死亡したから、扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

鳥取県知事

年月日 殿
現住所 氏
名(印)

本籍

扶助料請求書

公務員又は普通恩給権者 氏

名

右の者は、年月日死亡したから、扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

鳥取県知事

年月日 殿
現住所 氏
名(印)

本籍

第八号様式

第九号様式

扶助料請求書

前扶助料権者 氏

名

右の者は、年月日失権したから扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員又は普通恩給権者との身分関係

年月日 殿
現住所 氏
名(印)

鳥取県知事

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十号様式

扶助料証書書換請求書

扶助料権者 氏

名

右の者は、年月日失権したから、扶助料証書を書き換えられたく証拠書類を添えて請求する。

本籍

年月日 殿
現住所 氏
名(印)

鳥取県知事

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

00877

11 昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外)第59号

00876

昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外)第59号 10

第十一号様式

加給員数の変動による扶助料改定請求書

一、扶助料証書記号番号

二、証書の日附

三、扶助料年額

前記扶助料を受給中のところ、加給の原因である遺族の員
数が減少したから、年額を改定されたく証拠書類を添えて請
求する。

本籍 年月日 氏名
現住所 支給県金庫 ○○金庫

鳥取県知事 殿

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十三号様式

扶助料転給請求書

扶助料権者 氏名

右の者の犯
罪に因る扶助料の停止期間中扶助料を転給
されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員との身分関係

年月日 本籍 現住所 氏名

鳥取県知事 殿
支給県金庫 ○○金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十二号様式

扶助料停止申請書

扶助料権者 氏名

右の者は、年月日以来その所在が不明である

から、扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請する。

公務員との身分関係

本籍 年月日 氏名
現住所 支給県金庫 ○○金庫

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十四号様式

一時扶助料請求書

(公務員又は普通恩給権者との身分関係) 氏名

右の者は、年月日死亡したから、恩給法第八十一
条の規定により一時扶助料を給与されたく証拠書類を添えて
請求する。

公務員又は普通恩給
権者との身分関係

年月日 本籍 現住所 氏名

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十五号様式

一時扶助料請求書

(公務員の職名) 氏 名

(退職当時の職名)

履歴書

右の者は、年月日死亡したから、恩給法第八

十一条の規定により一時扶助料を給予されたく証拠書類を添

えて請求する。

公務員との身分関係

本籍 年月日 氏名

現住所

鳥取県知事

殿

名印

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

昭和30年5月17日

第十七号様式

現認證明書

(公務員の職名)

氏

名

右の者は、年月日午前(後) 時(何)地

において(何)に従事中(何)により(何)の事情の下に負

傷(り病)したことを現認した。

年月日

(住所又は職名)

現認者 氏

名印

第十八号様式

事実證明書

(公務員の職名)

氏

名

右の者は、年月日から(何)に従事中 年月日(何)の状況において(何)に従事し 月

日頃から(何)の症状があることを訴えその後(何)の処置を施した。

右證明する。

年月日

所属長 氏

名印

第十六号様式

(退職当時の職名)

履歴書

(退職当時の任命権者)

氏名

右に相違ないことを証明する。

年月日 職名

年月日 職名

年月日 職名

年月日 職名

備考 一、学歴、位記、勲記、賞与等の記載は必要としない。

二、任免、転任、昇格、昇給等は、順をおい、間隙のないよう詳記すること。

三、退職の事由(公務に起因しない傷病のため退職した者についてはその旨)を明記すること。

四、退職当時の任命権者は、他厅に関する事項については照会の上、これを詳記すること。

備考 この証明書には、傷病当時の状況をなるべく詳細に記入し、現認者が多数あるときは、その二名以上が連署すること。

備考 この証明書には、公務傷病の原因である事實を詳細に記入すること。

第二十一号様式

| | | |
|--------|-------------------|-----|
| 総代者選任届 | (公務員又は恩給権者との身分関係) | 氏名 |
| 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 現住所 | 本籍 | 現住所 |
| 氏名 | 名 | 名 |

右の者は、左記の者全員の総代者として恩給の請求及び支給の請求をするものであることを届け出る。

第二十二号様式

関係申立書

増加恩給の原因となる者の生計

備考 生計関係欄には、増加恩給受給者と同居する者について
は、その同居関係を明記し、これと同居していない者につ
いては、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第十九号様式

業務災害補償に関する證明書

補償を受ける者 氏

名

(増加恩給受給者との身分関係) 氏

名

一 補償の種類

一 補償の金額

一 補償を受ける事由の発生した年月日

右に相違ない事を証明する。

年月日

職

名

第二十号様式

増加恩給の原因である者の員数の減少申立書

右の者は、年月日死亡(若しくは成年に到達又は受給者と生計を異にしたこと)に因り、加給の原因である者の員数が減少したことを申し立てる。

年月日

氏

名

名

第二十三号様式

扶助料を受けようとする者の生計関係申立書

| | | |
|--------------------|--------|------|
| 扶助料を受けようと/orする者の氏名 | 公務員との身 | 生計関係 |

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

備考

生計関係欄には、公務員の死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していないなかつた者については、公務員死亡の時までのこれと

第二十五号様式

扶助料の加給の原因である遺族に加えら
れる者の生計関係申立書

| | | |
|-----------------------|---|-----------------------|
| 加給の原因であ れる者 の氏名 | 公 務 員 と の 身 分 関 係 | 生 計 申 立 書 |

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

備考

一、生計関係欄には、公務員の死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していないなかつた者については、公務員死亡の時までのこれと

扶助料の加給の原因である遺族の員数
の減少申立書

(公務員との)
身分關係 氏 名

右の者は、 年 月 日の死亡(若しくは成年に到達又は扶助料を受ける者と生計を異にしたこと)に因り、扶助料の原因である遺族の員数が減少したことを申し立てる。

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

名

第二十四号様式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

| | | |
|---------------------|---------------------------------|------------------|
| 扶助料の原因とな る公務員の氏名 | 公 務 員 死 亡 当 時 | 生 計 關 係 |

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

備考

一、生計関係欄には、公務員の死亡当時これと同居していた者については、公務員死亡当時これと同居していなかつた者については、公務員死亡時までのこれと

第二十八号様式

| | | | | |
|---|---|-------------|--------|--------|
| 普通 通 恩給金額計算書 公務傷病に因る | | 支給県 金庫名 | 本(支)金庫 | |
| 鳥取県知事 殿 | | 提出年月日 | 年 月 日 | |
| 下記のとおり取り調べたので給与されたい。 | | 任命権者職 名印 | (印) | |
| 請求者の退職当 時の職名、氏名 及び生年月日 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 在職 | 年 | 月 | 日まで | |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 職年 | 年 | 月 | 日まで | |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 合計 年 月 | | | | |
| 在職年数 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| 年 | 月 | 日から | | |
| 退職当時の給料 年額 | 年 | 月 | 日まで | |
| 恩給年額算出率 | | | | |
| 公務傷病の原因 | | | | |
| 傷病にかかつた 年月日 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| 年 | 月 | 日から | | |
| 年 | 月 | 日まで | | |
| 合計 年 月 | | | | |
| 上記の日から五年 経過後の給料年額 | 内 | 合 | 計 | 年 月 |
| 症状等差 | 退職当時 | 級号 | 級号 | 給 額 |
| | の給料年 | 月額 | 年額 | 円 |
| | 内訳 | 年額 | 年額 | 円 |
| 恩給法第六 十四条ノ二 又は改正前 の恩給法第 八十二条ノ 三による控 除 | 控除前の算出額 | 円 | 錢 | |
| | 差月数 | 月 | | |
| | 一時恩給基礎給 料月額 | 円 | 錢 | |
| | 控除額 | 円 | 錢 | |
| 恩 給 金 額 | 普通恩給年額 | 円 | | |
| | 増加恩給年額 | 円 | | |
| | 上記のうち加給年額 | 円 | 月 | |
| | 加給員数 | 人 | | |
| | 傷病賜金 | 円 | | |
| | 毎期給額 | 円 | | |
| | 給与初月 | 年 | 月から | 与 |
| 備考 | 公務傷病に因る恩給を請求する者が別に普通恩給を請求中であるときは、請求の年月日を、普通恩給を請求する見込であるときは、その旨を、それぞれ前普通恩給の欄に記載すること。 | | | |

第二十七号様式

| | | | | |
|---|--|-------------|----------------|--------|
| 普通 恩給金額計算書 | | 支給県 金庫名 | 本(支)金庫 | |
| 鳥取県知事 殿 | | 提出年月日 | 年 月 日 | |
| 下記のとおり取り調べたので給与されたい。 | | 任命権者職 名印 | (印) | |
| 請求者の退職当 時の職名、氏名 及び生年月日 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 在職 | 年 | 月 | 日まで | |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 職年 | 年 | 月 | 日まで | |
| | 年 | 月 | 日から | |
| 合計 年 月 | | | | |
| 在職年数 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| 年 | 月 | 日から | | |
| 退職当時の給料 年額 | 年 | 月 | 日まで | |
| 恩給年額算出率 | | | | |
| 公務傷病の原因 | | | | |
| 傷病にかかつた 年月日 | 始 | 終 | 期 | 年月数 |
| 年 | 月 | 日から | | |
| 年 | 月 | 日まで | | |
| 合計 年 月 | | | | |
| 上記の日から五年 経過後の給料年額 | 内 | 合 | 計 | 年 月 |
| 症状等差 | 退職当時 | 級号 | 級号 | 給 額 |
| | の給料年 | 月額 | 年額 | 円 |
| | 内訳 | 年額 | 年額 | 円 |
| 恩給法第六 十四条ノ二 又は改正前 の恩給法第 八十二条ノ 三による控 除 | 控除前の算出額 | 円 | 錢 | |
| | 差月数 | 月 | | |
| | 一時恩給基礎給 料月額 | 円 | 錢 | |
| | 控除額 | 円 | 錢 | |
| 恩 給 金 額 | 普通恩給年額 | 円 | | |
| | 毎期給額 | 円 | | |
| | 恩給法第五 十八条ノ三 による普通 恩給停止期 間及び支給 年額 | 普通恩給の 全額 | 年 月から 年 月まで | 円 |
| | | 〃 5 10 | 年 月から 年 月まで | 円 |
| | | 〃 3 10 | 年 月から 年 月まで | 円 |
| | 給与初月 | 年 月から | 給与 | |
| 備考 | 傷病年金若しくは傷病賜金又は公務に起因しない傷病に関する事項の欄には請求者が傷病年金又は傷病賜金を併給される者であるときは、その恩給証書又は裁定通知書の記号番号を傷病年金又は傷病賜金を請求中の者であるときは、その請求の年月日を傷病年金又は傷病賜金を請求する見込の者であるときは、その旨を、それぞれ記載し、請求者が公務に起因しない傷病により若年停止の排除を請求する者であるときは、その傷病の程度を記載すること。 | | | |

00887

21 昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第59号

第三十号様式

| 扶助料金額計算書 | | 支給県 金庫名 | 本(支)金庫 |
|---|--|----------------------------|--------|
| 鳥取県知事 殿 | | 提出年月日 | 年月日 |
| 任命権者職 名印 | | (印) | |
| 下記のとおり取り調べたので給与をねたい。 | | | |
| 公務員の 氏名 | | 始終期 年月数 | |
| 在職 | | 年月日から | 年月日まで |
| 合計 | | 年月 | |
| 始終期 年月数 | | | |
| 加算 | | 年月日から | |
| 年月 | | 年月日まで | |
| 合計 | | 年月 | |
| 始終期 年月数 | | | |
| 内訳 | | 年月日から | |
| 在職年数 | | 年月 | |
| 退職(死亡)当時の給料年額 | | 年月 | |
| 恩給年額算出率 | | 150 = 150 + — (加) | |
| 恩給法第 六十四条 ノ二又は 改正前の 恩給法第 八十二条 ノ三によ る控除 | | 控除前の算出額 | 円 錢 |
| 差月数 | | 月 | |
| 退職当時の給料年額 | | 級号 | 級号 |
| 内訳 | | 月額 | 円 |
| 改定前の記号番号 | | 第 号 | |
| 普通恩給に 関する事項 | | 在職年 | 年 |
| 年額 | | 年額 | 円 |
| 年額 | | 補償の金額 | 円 |
| 毎期給額 | | 上記の六 分の一の金 額 | 円 |
| 錢恩給法 第七十五 条第一項 の事項 | | 遺族補償 との関係 | 円 |
| 恩給法第 七十五条 第二項の 事項 | | 補償を受 ける事由 に関する 事項 | 年月日 |
| 給与初月 | | 停止年額 | 円 |
| | | 停止の終 期 | 年月 |

備考 扶助料を受けようとする者が二人以上あるときは、縦代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

00886

昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第59号 20

第二十九号様式

| 一時恩給金額計算書 | | | |
|-------------------------|--|---------|-----|
| 鳥取県知事 殿 | | 提出年月日 | 年月日 |
| 任命権者職 名印 | | (印) | |
| 下記のとおり取り調べたので給与されたい。 | | | |
| 請求者の退職当 時の職名及び姓 名 | | 始終期 年月数 | |
| 在職 | | 年月日から | |
| 在職 | | 年月日まで | |
| 在職 | | 年月日から | |
| 在職 | | 年月日まで | |
| 合計 | | 年月 | |
| 始終期 年月数 | | | |
| 内訳 | | 年月日から | |
| 退職年月日 | | 年月日 | |
| 退職の事由 | | 始終期 年月数 | |
| 在職年数 | | 年月日から | |
| 退職当時の 給料月額 | | 年月日から | |
| 一時恩給金額 | | 年月日から | |
| 内訳 | | 年月日まで | |
| 合計 | | 年月 | |
| 始終期 年月数 | | | |
| 内訳 | | 年月日から | |
| 合計 | | 年月 | |
| 始終期 年月数 | | | |
| 内訳 | | 年月日から | |
| 合計 | | 年月 | |
| 備考 | | 級号 | |
| | | 級号 | 給 |
| | | 月額 | 円 |
| | | 年額 | 円 |

鳥取県知事

年 月

右請求します。

恩給年額

恩給の種別

金 第

一金

恩給給与金請求書

至自 年 年 月 月

箇月 分

現住所 (元職名)
(公務員又は普通
職者との身分関係)

氏

名

第三十二号様式

| | |
|------------------------------------|-------|
| 鳥取県知事 | 年 月 日 |
| 現住所 (元職名) (公務員又は普通 職者との身分関係) | 氏 |
| 名 | 名 |
| 右請求します。 | 恩給年額 |
| 恩給の種別 | 金 第 |
| 至自 年 年 月 月 | 箇月 分 |
| 現住所 (元職名) (公務員又は普通 職者との身分関係) | 氏 |
| 名 | 名 |
| 右請求します。 | 恩給年額 |
| 恩給の種別 | 金 第 |
| 至自 年 年 月 月 | 箇月 分 |

第三十一号様式

一時扶助料金額計算書

| | | | |
|-----------------------|----------------|---------------|---------------|
| 鳥取県知事 | 殿 | 提出年月日 | 年 月 日 |
| 下記のとおり取り調べたので給与されたい。 | | | 印 |
| 公務員の | | | |
| 職 氏 名 | | 始 年 | 終 年 期 月 数 |
| | | 年 月 | 月 日 から 日 まで |
| 在 職 年 | | 年 月 | 月 日 から 日 まで |
| 在 職 年 | | 年 月 | 月 日 から 日 まで |
| 在 職 年 | | 年 月 | 月 日 から 日 まで |
| 在 職 年 | | 年 月 | 月 日 から 日 まで |
| 合 計 年 | | 年 月 | 月 |
| 遺族の公務員との | | | |
| 縫柄及び | | 年 月 日 生 | 始 年 月 数 |
| 生年月日 | | 年 月 日 生 | 年 月 日 から 日 まで |
| | | 年 月 日 生 | 年 月 日 から 日 まで |
| | | 年 月 日 生 | 年 月 日 から 日 まで |
| | | 年 月 日 生 | 年 月 日 から 日 まで |
| 合 計 年 | | 年 月 | 月 |
| 恩給法第 公務員に関する事項 | | | |
| 八十二条 の一時扶助料 | 退職(死亡) 年 月 日 | 年 月 日 | 始 年 月 数 |
| | 退職の事由又は死因 | | 年 月 日 から 日 まで |
| | 在職年数 | 年 | 年 月 日 から 日 まで |
| | 退職(死亡) 当時の給料年額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで |
| | 恩給証書記号 第号 | 第 号 | 年 月 日 から 日 まで |
| | 普通恩給年額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで |
| | 一時扶助料金額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで |
| 死亡年月日 | 年 月 日 | 合 計 年 | 年 月 |
| 死 因 | | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| 在職年数 | 年 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| 退職(死亡) 当時の給料月額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| 一時扶助料金額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| 級号 | 級号 | 総計 年 | 月 |
| 死亡 当月額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| の給料年額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |
| 内訳 年額 | 円 | 年 月 日 から 日 まで | 年 月 日 から 日 まで |

備考 一時扶助料を受けようとする者が二人以上あるときは、総代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

25 昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外)第59号

| | | |
|-------|---|-----|
| 鳥取県知事 | 年 | 本 |
| 殿 | 月 | 現住所 |
| 氏 | 日 | 籍 |
| 名 | 印 | |

退職当時の職名又は
公務員との身分関係右恩給証書(裁定通知書)を失(き損)したから再交付
されたく申請する。

第三十五号様式

恩給証書(裁定通知書)再交付申請書

一 恩給証書の記号番号(裁定通知書の番号)

一 恩給証書の日附(裁定通知書の日附)

一 恩給金額

第三十六号様式

恩給証書再交付申請書

一 恩給証書の記号番号

一 恩給証書の日附

一 恩給金額

第三十三号様式

恩給支給金庫指定(変更)届

| | | | | |
|--------------------------|-------|---------|-----|----|
| 鳥取県総務部人事課 御中 | 年 | 月 | 日 | 提出 |
| 下記の県金庫から恩給の支給を受けることを届ける。 | | | | |
| 恩給の支給を受けようとする 県 金 庫 名 | 鳥 取 県 | 本(支)金 庫 | | |
| 指 定(変 更)の 期 日 | 年 | 月 | 渡以降 | |
| 証 書 記 号 番 号 | | | 第 | 号 |
| 受 給 者 | 現 住 所 | | | |
| | 氏 名 印 | | | 印 |

第三十四号様式

印かん届

| | | |
|---------|--------|-----|
| 恩 給 の種別 | 証書記号番号 | 第 号 |
| | | |
| 印 カ ん | 本 籍 | |
| | 現住所 | |
| 受 付 年月日 | 年 月 日 | 備 考 |

備考 印かん、届は指定県金庫に提出すること。

昭和30年5月17日 火曜日 鳥取県公報(号外)第59号 24

| | | |
|-------|---|-----|
| 鳥取県知事 | 年 | 本 |
| 殿 | 月 | 現住所 |
| 氏 | 日 | 籍 |
| 名 | 印 | |

退職当時の職名又は
公務員との身分関係右恩給証書は、別紙で、印未書のとおり、提示の用に供する
ことが困難であるから、再交付されたく申請する。

第三十七号様式

林業施設補助規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

恩給証書記号番号
受給者住所氏名
受給権調査期日 昭和 年 月

林業施設補助規則等の一部を改正する規則
第一条 鳥取県林業施設補助規則(昭和二十四年十一月
鳥取県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林
事務所長」を加える。

備考 用紙はなるべく半紙四つ切り大又は半折大とすること。

第二条 林業種苗法施行細則(昭和二十四年二月鳥取県
規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条 森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年六
月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正す
る。

第六条の二中「所轄地方事務所長」の下に「又は山
林事務所長」を加える。

昭和三十一年五月十七日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第59号

林事務所長」を加える。

第四条 鳥取県木炭検査規則(昭和二十五年六月鳥取県
規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「地方事務所長」の下に「又は山林
事務所長」を加える。

第八条第三項中「所轄地方事務所長」の下に「又は山
林事務所長」を加える。

第十五条第二項中「所轄地方事務所」の下に「又は山
林事務所」を加える。

第五条 狩猟法施行細則(昭和二十五年十月鳥取県規則
第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事
務所長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十年五月一日
から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

附 則

この訓令は、公布の日から施行し昭和三十一年五月一日
から適用する。

鳥取県告示第二百五十号
鳥取県治山事業施行規程等の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条 鳥取県治山事業施行規程(昭和二十八年十月鳥
取県告示第四百六十一号)の一部を次のように改正す
る。

第二条 鳥取県災害林道復旧事業補助規程(昭和二十九
年十一月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

鳥取県木炭検査施行手続(昭和二十五年六月鳥取県訓令
第七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先を「地方事務所長」に改める。

第二条から第六条まで中「地方事務所長」の下に「又
は山林事務所長」を加える。

第八条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」
を加える。

第十一条から第十四条まで中「地方事務所長」の下に「又
は山林事務所長」を加える。

附表中「地方事務所長」を「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」に改める。

第四条、第五条及び第八条中「地方事務所長」の下に
「又は山林事務所長」を加える。

第十一条から第十四条まで中「地方事務所長」の下に
「又は山林事務所長」を加える。
様式第一号の一、様式第一号の二、様式第二号、様式
第三号及び様式第四号中「地方事務所長」を「~~地方事務
所長~~
~~山林事務所長~~」に改める。

鳥取県県行造林施行手続(昭和二十四年一月鳥取県訓令
甲第四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先を「地方事務所長」に改める。

第二条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」
を加える。

第十一条から第十四条まで中「地方事務所長」の下に
「又は山林事務所長」を加える。

第三号及び様式第四号中「地方事務所長」を「~~地方事務
所長~~
~~山林事務所長~~」に改める。

鳥取県訓令第十二号

地 方 事 務 所 長

地 方 事 務 所 長

鳥取県木炭検査施行手續(昭和二十五年六月鳥取県訓令
第七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先を「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」に改める。

第二条から第六条まで中「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」の下に「又
は山林事務所長」を加える。

第八条中「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」の下に「又
は山林事務所長」を加える。

第十一条から第十四条まで中「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」の下に「又
は山林事務所長」を加える。

附表中「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」を「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」に改める。

この訓令は、公布の日から施行し昭和三十一年五月一日
から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し昭和三十一年五月一日
から適用する。

第十一条中「~~地方事務所長~~
~~山林事務所長~~」の下に「又
は山林事務所長」を加え、「鳥取市」及び「東部地方事務所」を
削る。

第三条 森林害虫防除施設補助規程(昭和二十二年八月
鳥取県告示第三百四十七号)の一部を次のように改正す
る。

第三条及び第四条中「~~所轄地方事務所長~~」の下に「
又は山林事務所長」を加える。

第四条 鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取
県告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「~~所轄地方事務所長~~」の下に「又は山林
事務所長」を加える。

第五条 民有林開発緊急林道施設補助要綱(昭和二十六
年二月鳥取県告示第六十号)の一部を次のように改正す
る。

第六条中「~~所轄地方事務所長~~」の下に「又は山林
事務所長」を加える。

第七条 鳥取県水源林造成事業施行要綱(昭和二十八年
五月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八条中「~~所轄地方事務所長~~」の下に「又は山林
事務所長」を加える。

第九条 鳥取県災害林道復旧事業補助規程(昭和二十九
年十一月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六条 民有林開発緊急林道施設補助要綱(昭和二十六
年二月鳥取県告示第六十号)の一部を次のように改正す
る。

第六条 民有林開発緊急林道施設補助要綱(昭和二十八年
五月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

十月鳥取県告示第四百五十四号の一部を次のように改正する。

第七条中「関係地方事務所」の下に「又は山林事務所」を加える。

第十条及び第十一條中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第七条
鳥取県有害鳥獣駆除奨励金交付要綱(昭和二十五年二月鳥取県告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七条
鳥取県有害鳥獣駆除奨励金交付要綱(昭和二十五年二月鳥取県告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三及び第四中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第八条
鳥取県製炭傳習要綱(昭和二十八年六月鳥取県告示第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第九条
鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱(昭和二十八年三月鳥取県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行 島取縣鳥取市東町
者 島取縣鳥取市東町
印 刷 所 島取縣鳥取市東町
印 刷 所

第十一條中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

この規程及び要綱は、公布の日から施行し昭和三十年五月一日から適用する。

附 則